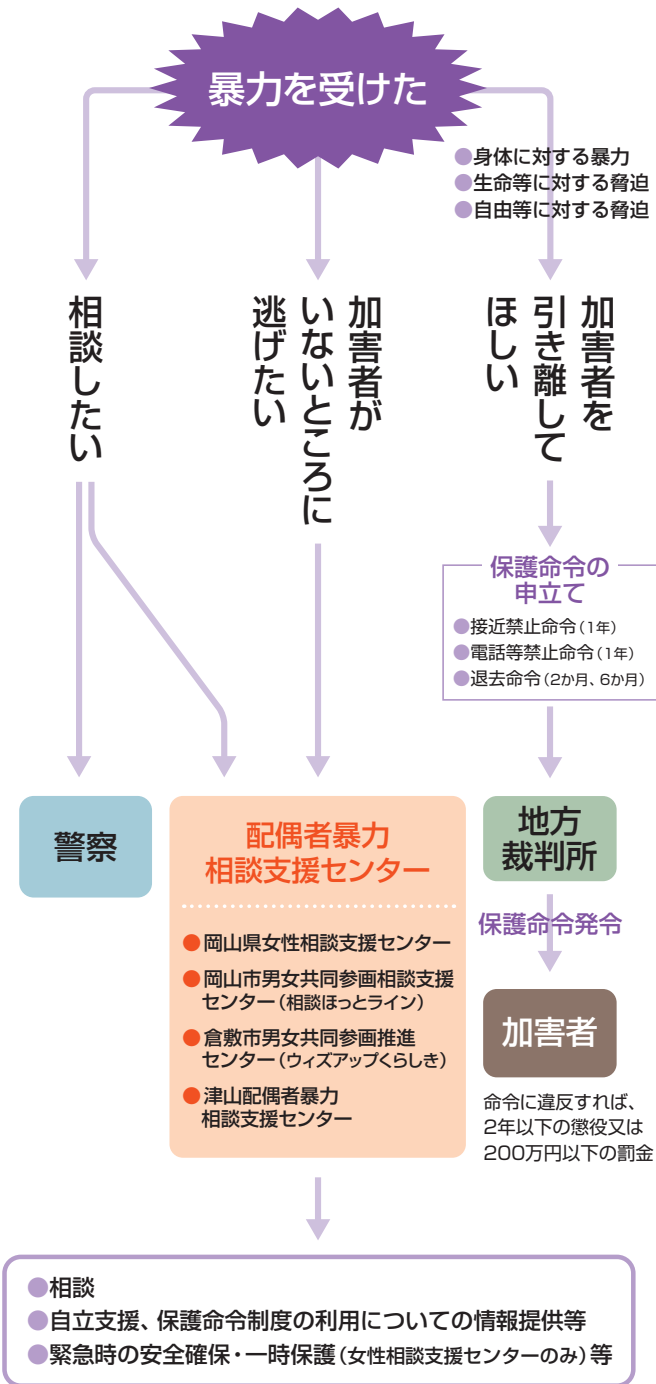


# 支援の流れ



# ひとりで悩まないで相談を

“解決の糸口を見つけるために”

「相談しても理解してもらえない」「自分さえ我慢をすればよい」「恥ずかしい」という気持ちがあるかもしれませんが、DV被害は、被害者本人が声を上げることが解決への第一歩となります。県内には、あなたの悩みを受け入れてくれる相談機関や警察があり、DV被害者を守る法律があります。悩みを一人で背負い込まずに、まず相談してみてください。相談することによって、今の状態を客観的に見ることができ、解決の糸口を見つける可能性も出てきます。

相談窓口 相談は無料、秘密は厳守します。

配偶者暴力相談支援センター		
● 岡山県女性相談支援センター	月～金曜日 9:00～16:30	☎ 086-235-6060
● DV夜間・土曜電話相談	月～金曜日 16:30～20:00 / 土曜日 9:00～16:30	☎ 086-235-6101
● 岡山市男女共同参画相談支援センター（相談ほっとライン）	月・水～土曜日 10:00～19:30 / 日曜・祝日 10:00～16:30	☎ 086-803-3366
● 倉敷市男女共同参画推進センター（ウィズアップくらしき）	火～土曜日 9:00～17:30	☎ 086-435-5670
● 津山配偶者暴力相談支援センター	月・水～金曜日 10:00～18:00 / 土・日曜日 10:00～17:00	☎ 0868-31-2552

● 岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）	火～土曜日 9:30～16:30	☎ 086-235-3310
● 玉野市男女共同参画相談支援センター	月～金曜日 8:30～16:00	☎ 0863-33-7867
● 笠岡市男女共同参画推進センター（てらすセンター）	月・水曜日（祝日の場合は翌日） 13:00～17:00	☎ 0865-62-5769
● 新見市男女共同参画プラザ	水～金曜日 9:15～17:15	☎ 0867-72-6159
● 岡山県備前県民局健康福祉部	月～金曜日 9:00～16:30	☎ 086-272-3989
● 岡山県備中県民局健康福祉部	月～金曜日 9:00～16:30	☎ 086-434-7023
● 岡山県美作県民局健康福祉部	月～金曜日 9:00～16:30	☎ 0868-23-0113
● 岡山弁護士会（女性人権センター）	月～金曜日 9:00～16:30	☎ 086-223-4401

※祝日・年末年始を除く（岡山市は祝日実施）

● DV休日電話相談 社会福祉法人クムレ	日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3） 9:30～16:30	☎ 086-441-1899
----------------------	----------------------------------	----------------

各警察署でも相談を受け付けています 緊急時は110番へ

# ひとりで悩まないで

配偶者や恋人からの暴力に  
苦しんでいるあなたへ



岡山県



# DV (ドメスティックバイオレンス) とは

配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことで、被害者には、男性も女性もいます。

DVは単なる夫婦げんかや個人的な問題ではありません。

DVは、相手を自分の思うようにするため、暴力という手段を使ってコントロールすることです。

## ～DVの種類～

これらの暴力はひとつではなく、いくつも重なって振られるケースが多く見られます。

### 身体的暴力

- 打つ、殴る、蹴る、かむ
- 物を投げつける
- 髪をひっぱる、首をしめる、ひきずりまわす
- 熱湯をかける、たばこの火をおしつける
- 包丁などの刃物を突きつけて脅す

### 精神的暴力

- 脅す、大声で罵る
- 何を言っても無視する
- 見下す、欠点を言う
- 性別による役割を決めつける
- 大切にしているものを壊したり捨てたりする
- 家具や物を壊す、ひっくり返す
- 服装、髪形等を制限する
- 相手に「親権を渡さない」と脅す

### 性的暴力

- 嫌がっているのに性的行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する
- いやらしい雑誌やアダルトビデオを無理やり見せる

### 社会的暴力

- 手紙、電話、メール等をチェックする
- 行動を監視し制限する
- 親や兄弟姉妹、友人とのつきあいを制限する
- 就業、社会参加などを制限する

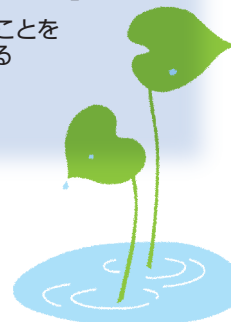
### 経済的暴力

- 生活費を渡さない、使わせない
- 収入を取り上げる
- 外で働くことを妨げる
- 家計を必要以上に厳しくチェックする
- 借金を重ねる
- 酒やギャンブルで生活費を使い込む
- 貯金を勝手に使う

### 子どもを巻き込んだ暴力

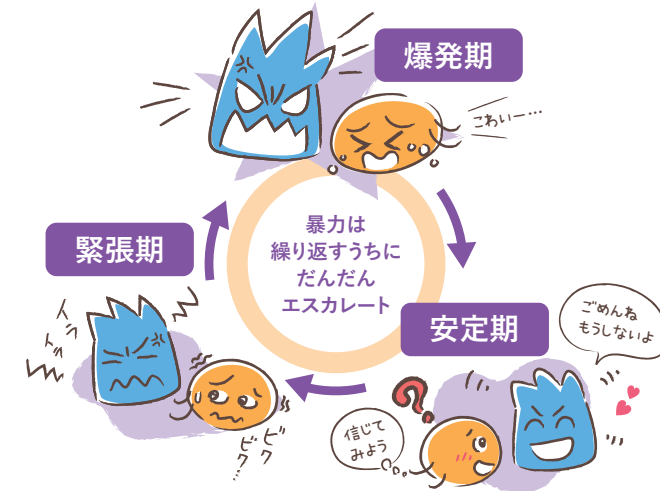
- 子どもに暴力を見せる
- 「父親(母親)失格」「しつけがなってない」と責める
- 子どもの前で相手をばかにする
- 「子どもに暴力をふるう」と脅す
- 自分の言いたいことを子どもに言わせる

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に許されません。責任は暴力をふるう側にあるのです。



# DVの行動サイクル

DVの加害者はいつも暴力的とは限らず、暴力が爆発した後は、反省して謝ったり、やさしくふるまうといったことが繰り返される行動サイクルをとる傾向が見られます。



暴力の後の極端にやさしい時期(安定期)があることによって被害者は、やさしいときが本当の相手で、暴力はいつかなくなると希望を抱いたり、自分だけが相手のことをわかってあげられるといった気持ちを持ってしまいがちです。

このサイクルを繰り返しながら徐々に暴力の頻度が高まったり、程度が深刻化したりする傾向があります。

# DVへの子どもへの影響

～DVは子どもの心も壊すもの～

子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で、夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたり、子どもの心や体に影響を与え、様々な問題行動の原因になることもあります。

児童虐待や子育てに関する連絡相談先

いちはやく  
児童相談所全国共通ダイヤル **189**